


産業廃棄物処理業の振興方策 に関する提言 (概要版)

産業廃棄物処理業の振興方策に関する検討会

目次

1. 振興方策に関する提言の背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 産業廃棄物処理業を巡る社会経済動向・・・・・・・・・・・・ 3
3. 産業廃棄物処理業の取組動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
4. 産業廃棄物処理業の課題解決に向けた事業戦略・・・・・・・・ 20
5. 産業廃棄物処理業の振興方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27



1. 振興方策に関する提言の背景と目的


1. 振興方策に関する提言の背景と目的

提言の背景

- 産業廃棄物処理施設は、廃棄物の適正処理による生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る上で必要な施設であり、循環型社会を構築する上で欠かすことのできないインフラである。また産業廃棄物の収集運搬・処分に関わる業自体が広い意味でのインフラであり、その社会的な位置づけは年々重くなっている。しかしながら、依然として市民からは迷惑施設として認識されており、その施設の立地に当たっては周辺住民からの反対を受けがちであるのが現状である。
- 他方、産業廃棄物処理業者の中には、地域社会と連携しつつ、地域の雇用創出、地域経済の発展、地域循環圏の構築等に貢献している者も徐々に出てきており、こうした動きを促進することが産業廃棄物処理業の社会的地位を向上させ、また必要な施設の立地を促進し、さらには循環型社会の構築を進める上で重要となっている。

提言の目的

- 「産業廃棄物処理業の振興方策」（以下、「振興方策」という。）に関する提言は、産業廃棄物処理業が我が国の社会経済システムに不可欠なインフラとして、地域と共生しながら持続的な発展を図るための方向性を定めるとともに、国や地方自治体、排出事業者等関係者との連携により、その実現を促すための支援方策の具体的な内容を示すことを目的として作成する。

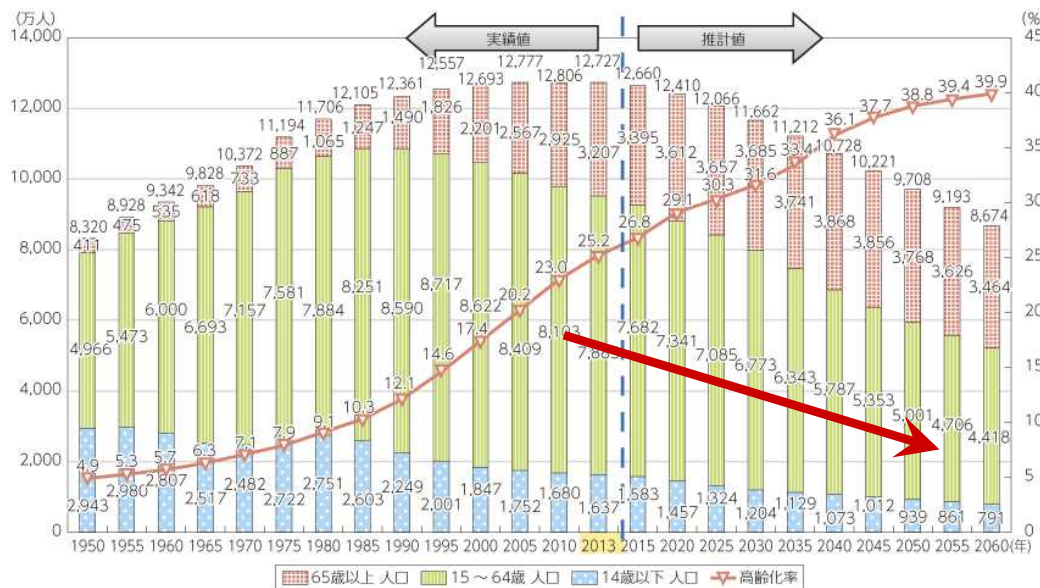


2. 産業廃棄物処理業を巡る 社会経済動向

2-1-1. 産業廃棄物処理業の今後に影響を与える主要動向

- ・「人口減少」：1995年をピークに減少を始めている生産年齢人口（15～64歳）は、2015年の7,700万人から、2020年には7,300万人、2030年には6,800万人に減少（約12%減）すると推計されている。
- ・「ストック型社会への転換」：高度成長期に整備された固定資産の有効活用と、所有意識の低下や需要減少に伴う耐久消費財等の新規販売量の減少が進みつつある。社会資本の老朽化に伴う建設廃棄物は増加するほか、例えば、新車販売台数や新設住宅着工は1990年に比べて半減している。

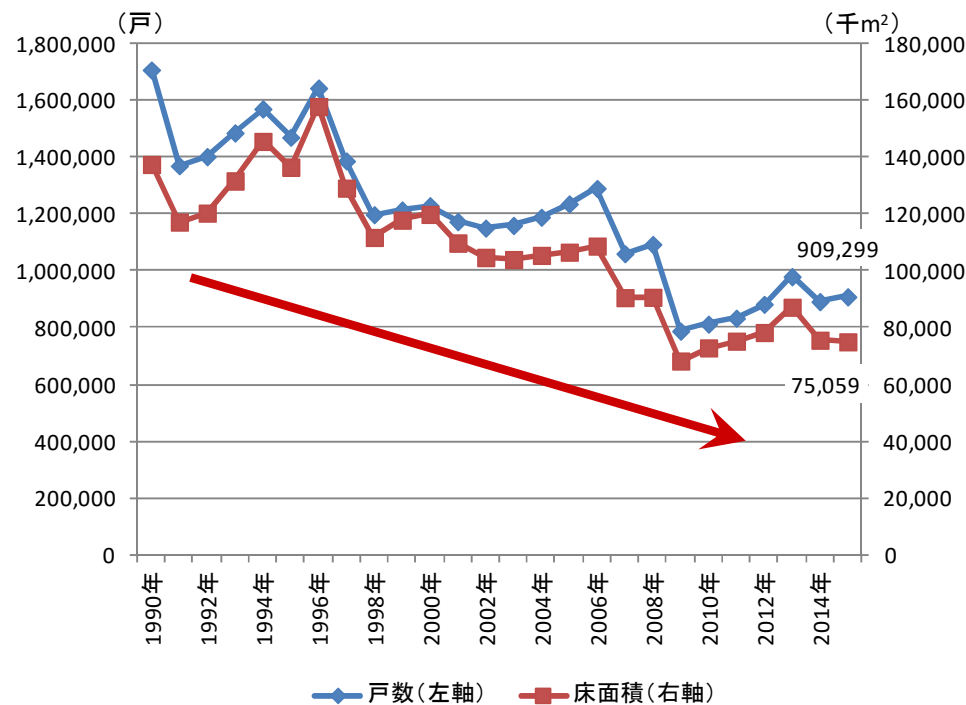
人口減少



出典：2010年までは国勢調査、2013年は人口推計12月1日確定値、2015年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果

図 我が国の高齢化の推移と将来推計

ストック社会



出典：国土交通省「住宅着工統計」(平成29年1月6日更新)より作成
図 新設住宅着工の推移

2-1-2. 産業廃棄物処理業の今後に影響を与える主要動向

- 「環境制約」：国内の最終エネルギー消費量は2013年度の3億6100万klから、2030年度には3億2600万klに削減、さらに総発電電力量に占める再生可能エネルギーの割合は、2013年度の**10.7%**から、2030年度には**22~24%程度**に上昇させることとしている。
- 「資源制約」：世界の人口・経済の成長に伴って、資源需要や廃棄物発生量が増加する見込み。廃棄物発生量は、2010年の約**104.7億トン**から、2025年には約**148.7億トン**に増加すると推計されており、再資源化の需要は高まると考えられる。さらに、国際資源循環の重要度も増しており、我が国でも、特定有害廃棄物等の輸入量は、電子部品スクラップ、電気炉ダスト、金属含有スラッジなどを中心に増加している。

環境制約

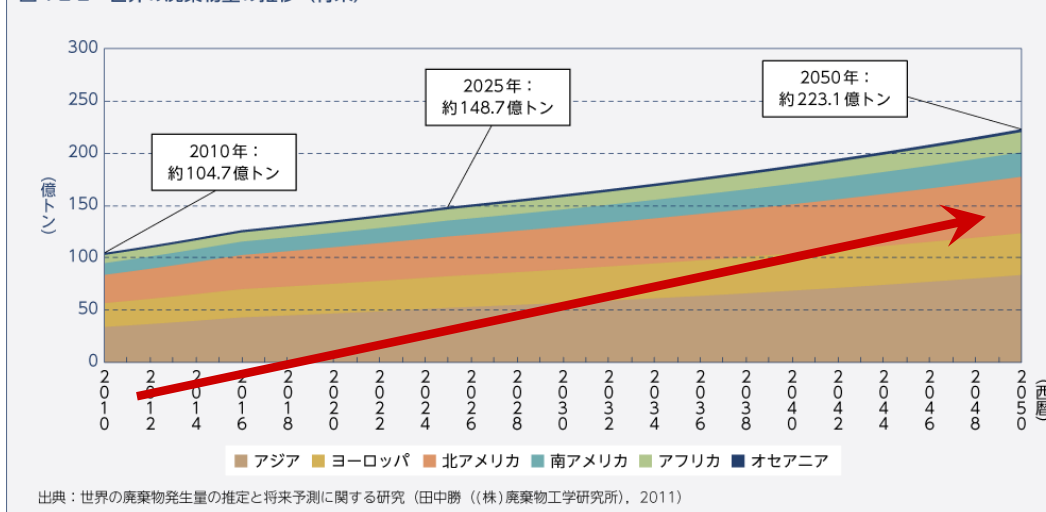
表 温室効果ガス削減目標積み上げに用いたエネルギーミックス

	2013年度	2030年度
●最終エネルギー消費量	361百万kl	326百万kl
●総発電電力量	9,666億kWh	10,650億kWh程度
再生可能エネルギー	10.7%	22%~24%程度
原子力	1.0%	22%~20%程度
石炭	30.3%	26%程度
LNG	43.2%	27%程度
石油	14.9%	3%程度

出典：経済産業省「長期エネルギー需給見通し」(平成27年7月)

資源制約

図4-2-2 世界の廃棄物量の推移(将来)



出典：環境省「平成23年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」

図 世界の廃棄物量の推移(将来)

2-1-3. 産業廃棄物処理業の今後に影響を与える主要動向

- 「企業の社会的責任」：2015年9月に国連総会で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」では、「持続可能な生産消費形態」の確保や、保健、教育、格差拡大などの社会的課題の解決に向けた目標が掲げられている。さらに、企業活動に関して、ISO20400（持続可能な調達）が2017年に発行予定となっており、そうした持続可能な開発に向けた企業の社会的責任について、**調達面から見たサプライチェーン管理**がより重要になると考えられる。

SDGs

<「目標 12. 持続可能な生産消費形態を確保する」の例>

- 12.1 開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組み（10YFP）を実施し、先進国主導の下、全ての国々が対策を講じる。
- 12.2 2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
- 12.3 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。
- 12.4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、**製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物資や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物資や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減**する。
- 12.5 2030年までに、**廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減**する。
- 12.6 特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取組を導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。
- 12.7 国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。
- 12.8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。

表 持続可能な調達に関する基準例

全般	法令遵守／報復行為の禁止
環境	省エネルギー／低炭素・脱炭素エネルギーの利用／その他の方法による温室効果ガスの削減／3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進／容器包装等の低減／汚染防止・化学物質管理・廃棄物管理／資源保全に配慮した原材料の採取／生物多様性の保全
人権	国際的人権基準の遵守・尊重／差別・ハラスメントの禁止／地域住民等の権利侵害の禁止／女性の権利尊重／障がい者の権利尊重／子どもの権利尊重／社会的少数者（マイノリティ）の権利尊重
労働	国際的労働基準の遵守・尊重／結社の自由、団体交渉権／強制労働の禁止／児童労働の禁止／雇用及び職業における差別の禁止／賃金／長時間労働の禁止／職場の安全・衛生／外国人・移住労働者
経済	腐敗の防止／公正な取引慣行／紛争や犯罪への関与のない原材料の使用／知的財産権の保護／責任あるマーケティング／情報の適切な管理／地域経済の活性化

出典：公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会 持続可能性に配慮した調達コード（第1版）」より作成 6

2-2-1. 産業廃棄物処理業の振興に向けた示唆

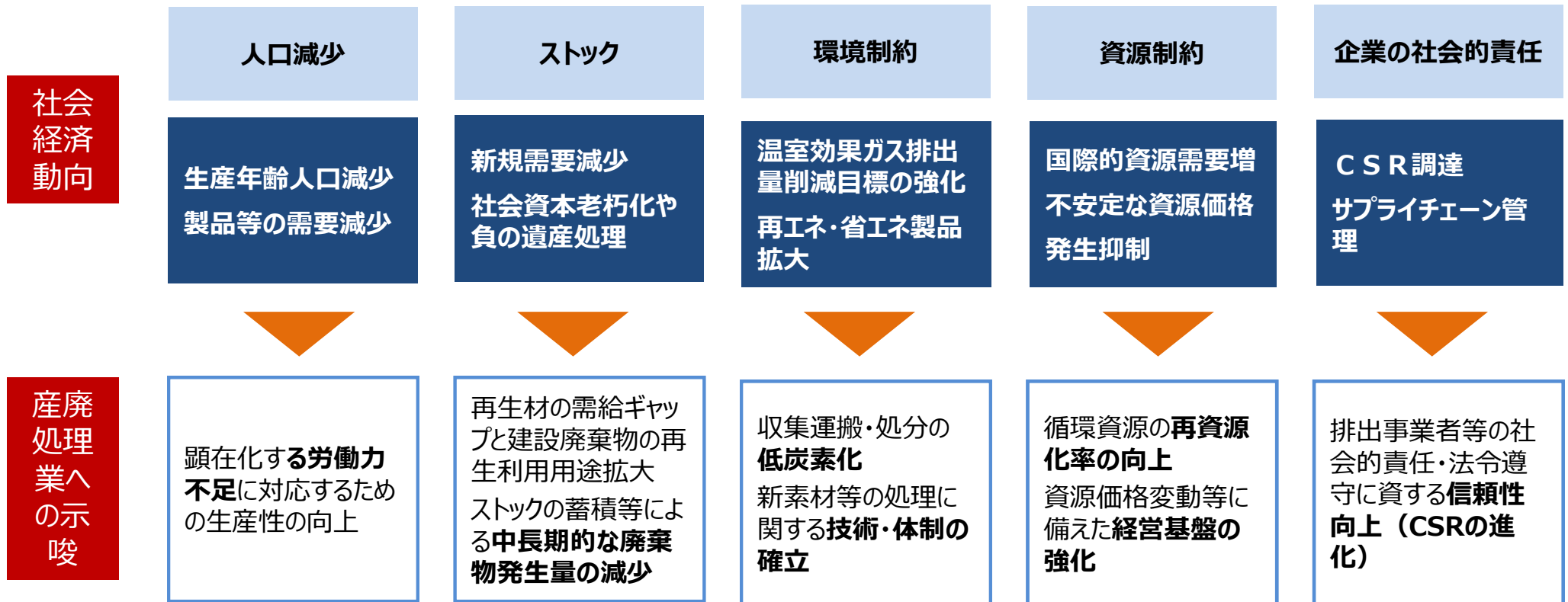
- 産業廃棄物の発生量は、「人口減少」や「ストック型社会への転換」が減少要因として働くものの、国・自治体の財政状況やメガFTA等による国際貿易構造の変化などによって、大きく影響を受けると考えられる。

表 資源種類別の産業廃棄物発生量に影響を与える社会経済動向や要因の例

資源の種類	影響を与える主な排出事業者の業種	影響を与える社会経済動向	社会経済動向に影響を与える要因
土石系資源	行政機関 電力・ガス・熱供給・水道業 建設業、窯業・土石製品製造業	インフラ老朽化等に対するライフサイクルコストの低減 建設需要の低下・地域的集中	国・自治体の財政状況 長寿命化技術・ニーズ 災害発生規模・頻度 自治体の規制状況 輸送コスト
金属系・化石系資源	産業機械等製造業 耐久消費財製造業 情報通信・運輸・金融等の装置型サービス業	サービス経済化の進展 所有志向の低下	メガFTA等による国際貿易構造の変化 所有志向の低い世代の転換
バイオマス系資源 (厨芥類)	農林水産業 食品加工業 流通・飲食サービス業 その他サービス業	食品ロスの発生抑制 安全志向の高まり	メガFTA等による国際貿易構造の変化 食習慣の変化

2-2-2. 産業廃棄物処理業の振興に向けた示唆

- ・「人口減少」「ストック型社会への転換」は**廃棄物発生量の減少**をもたらす要因となるが、「環境制約」「資源制約」の下で社会的役割を果たすため、産業廃棄物処理業は、収集運搬・処分の**低炭素化**、**新素材**等の処理に関する技術・体制の確立、循環資源の**再資源化率の向上**などが求められている。
- ・また、そうした排出事業者等の社会的責任や法令遵守に応えるため、**CSR調達**や**サプライチェーン管理**に貢献することなどを通じた**信頼性の向上（CSRの進化）**が求められている。
- ・さらに、こうした役割に対応するには、顕在化する労働力不足に対応するための**生産性の向上**や、資源価格変動等に備えた**経営基盤の強化**を図る必要がある。



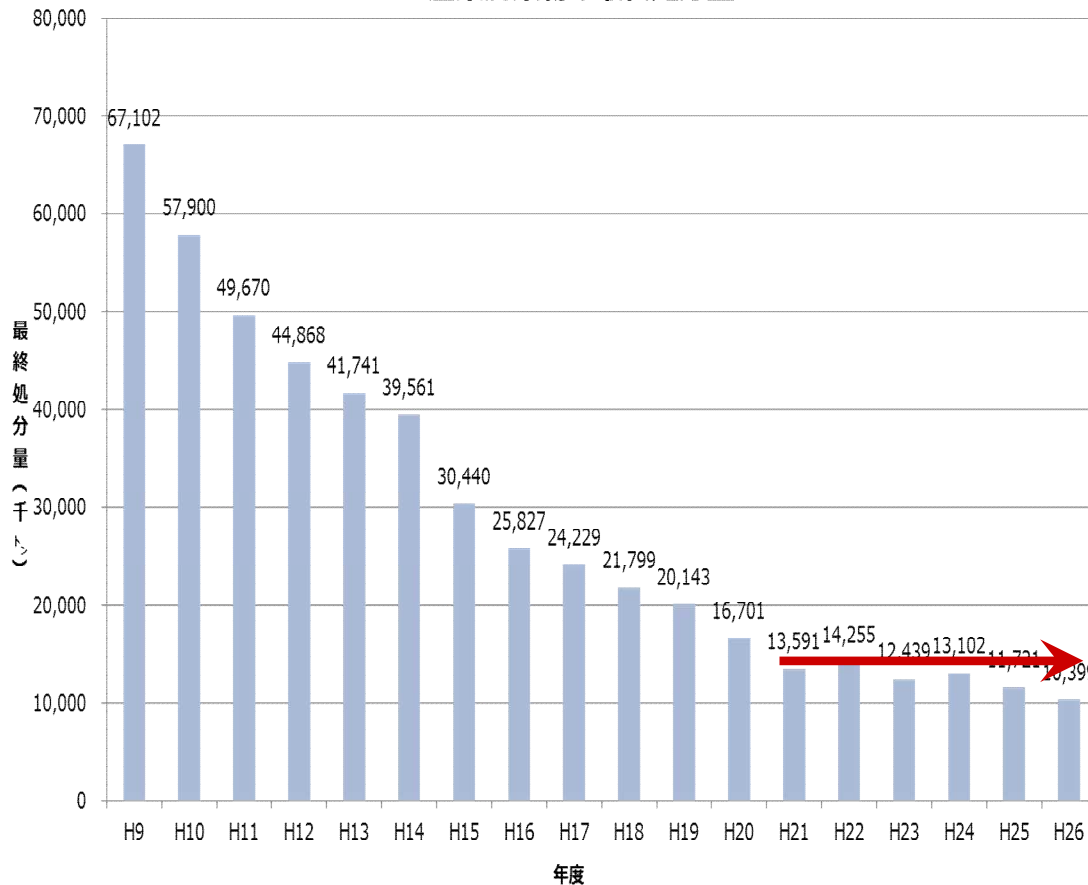


3. 産業廃棄物処理業の取組動向

3-1-1. 産業廃棄物処理の現状（最終処分量と再生利用率）

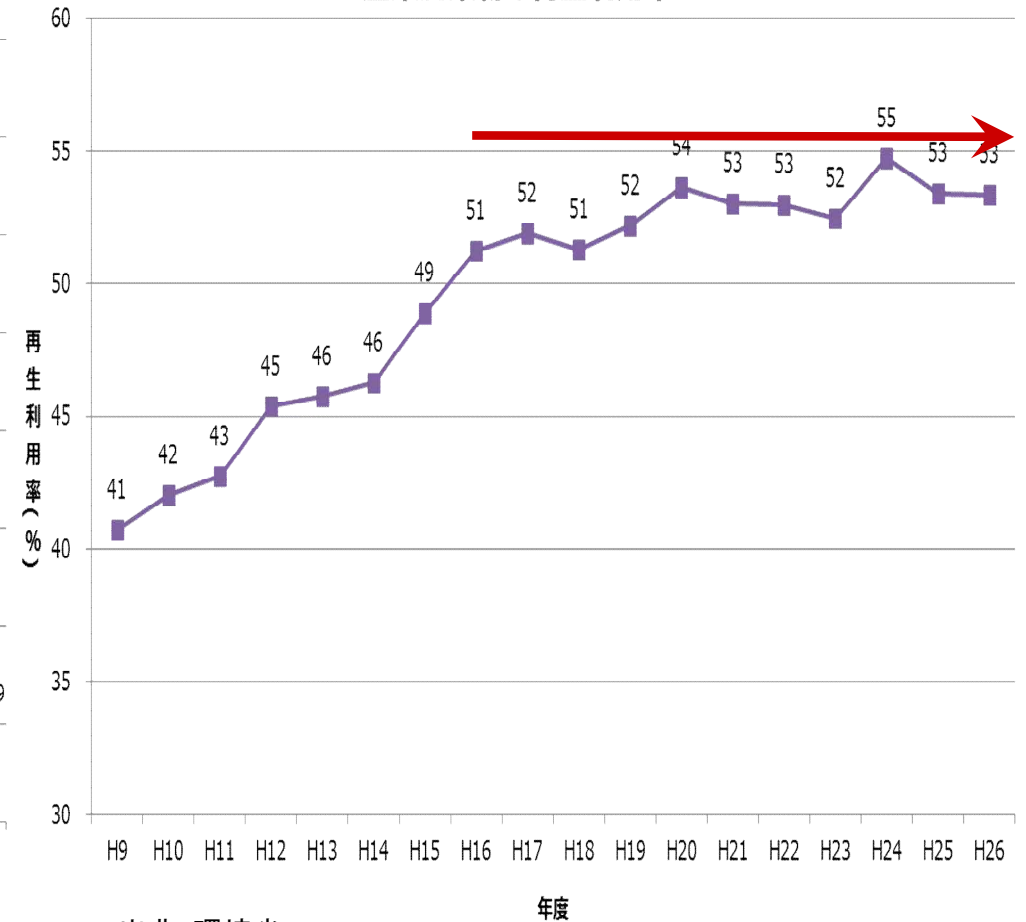
- 最終処分量は平成9年度の約6千7百万トンから平成26年度には約1千万トンへと約85%減少してきていたが、**昨今は横ばいの傾向**が見られる。
- 一方、再生利用率は平成9年度から平成17年度までは着実に上昇してきたが、その後は**50%強の水準で推移**している。

産業廃棄物の最終処分量



出典: 環境省

産業廃棄物の再生利用率

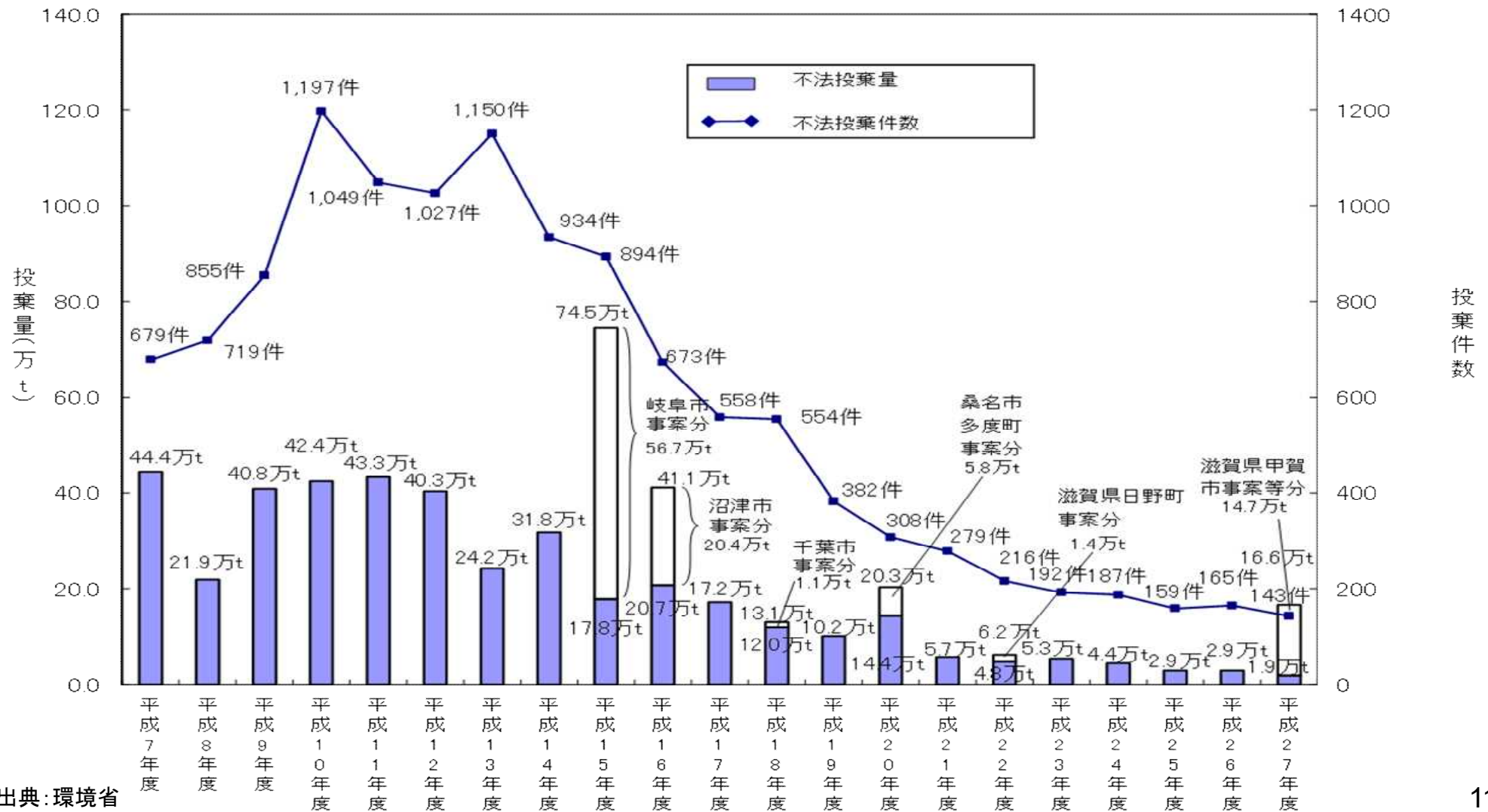


出典: 環境省

3-1-2. 産業廃棄物処理の現状（不法投棄件数及び投棄量）

- 不法投棄については、件数・投棄量ともに平成10～13年度をピークに大幅に減少しており、未然防止等の対策が成果をあげてきているが、未だ撲滅には至っていない。

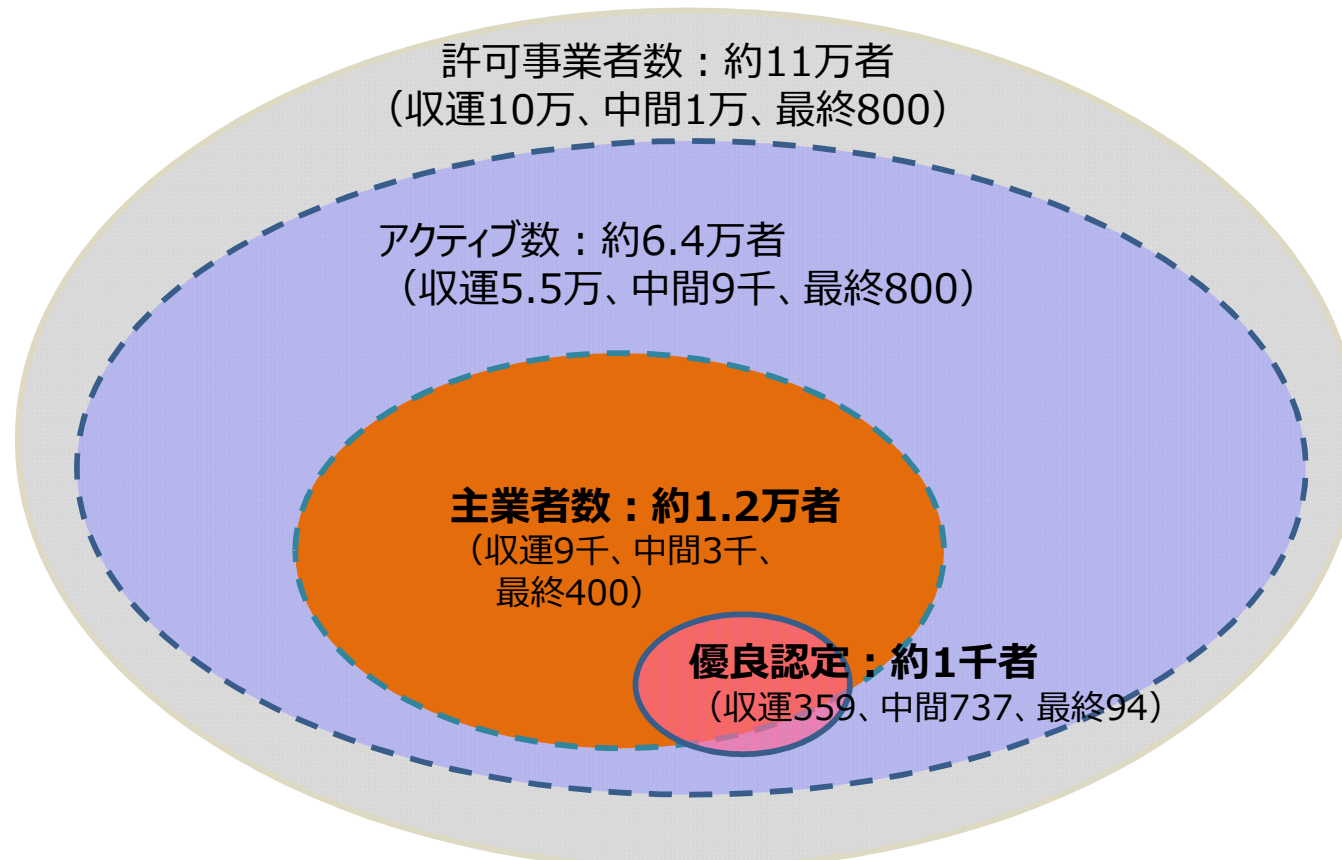
不法投棄件数及び投棄量の推移（新規判明事案）



3-2-1. 産業廃棄物処理業界の実態（事業者数）

- 産業廃棄物処理業の許可を持っている事業者は約11万者存在するが、**実際に業を行っているアクティブな事業者数は約6万社と全体の6割程度**である。
- 産業廃棄物処理業を**主業（売上高の割合が50%以上）とする事業者数は約1.2万者と、全体の1割程度**。加えて、**優良認定事業者数は約1千者**であり、主業者数と比べ大きな開きがみられる。

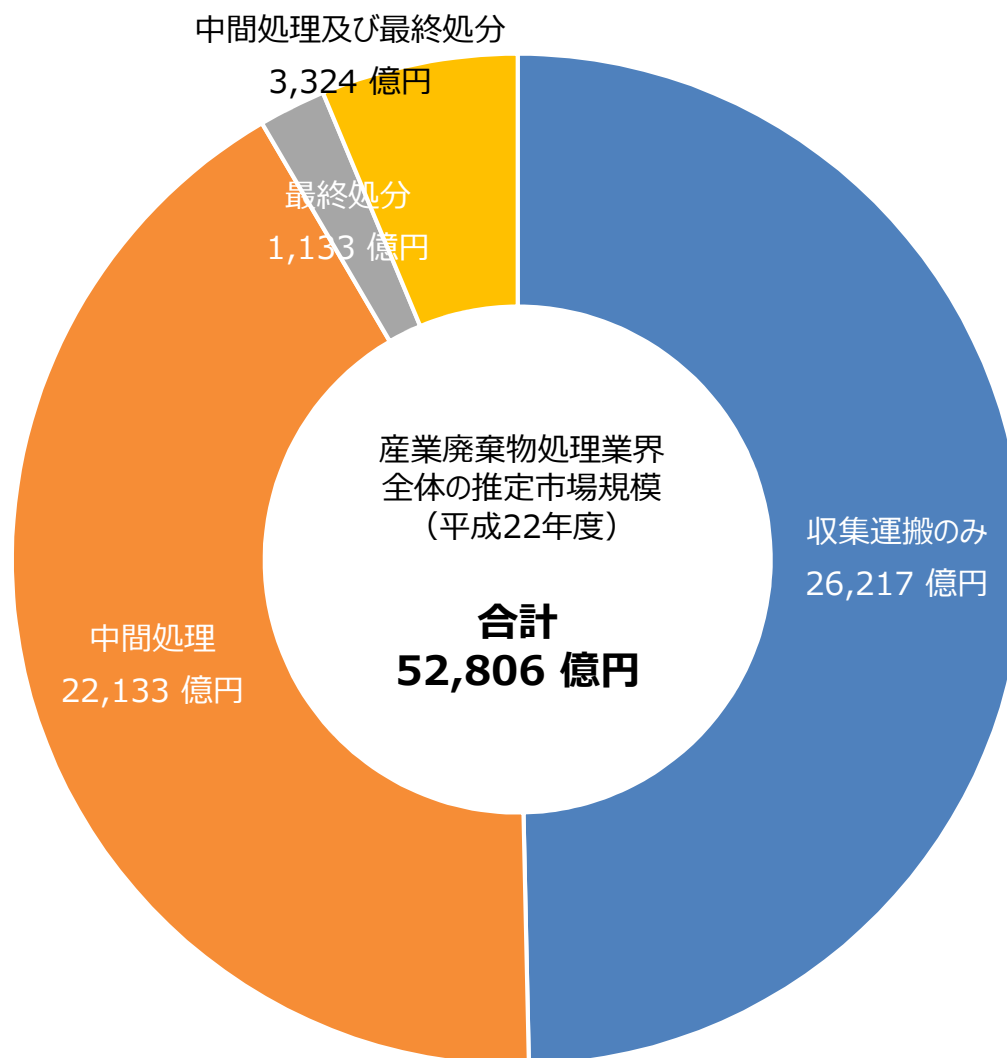
産業廃棄物処理業の事業者数



出典：（許可事業者数）環境省・産業廃棄物処理業者情報検索システム（平成29年1月19日）
（アクティブ数、主業者数）みずほ情報総研による推計
（優良認定）産業廃棄物処理事業振興財団提供

3-2-2. 産業廃棄物処理業界の実態（国内市場規模）

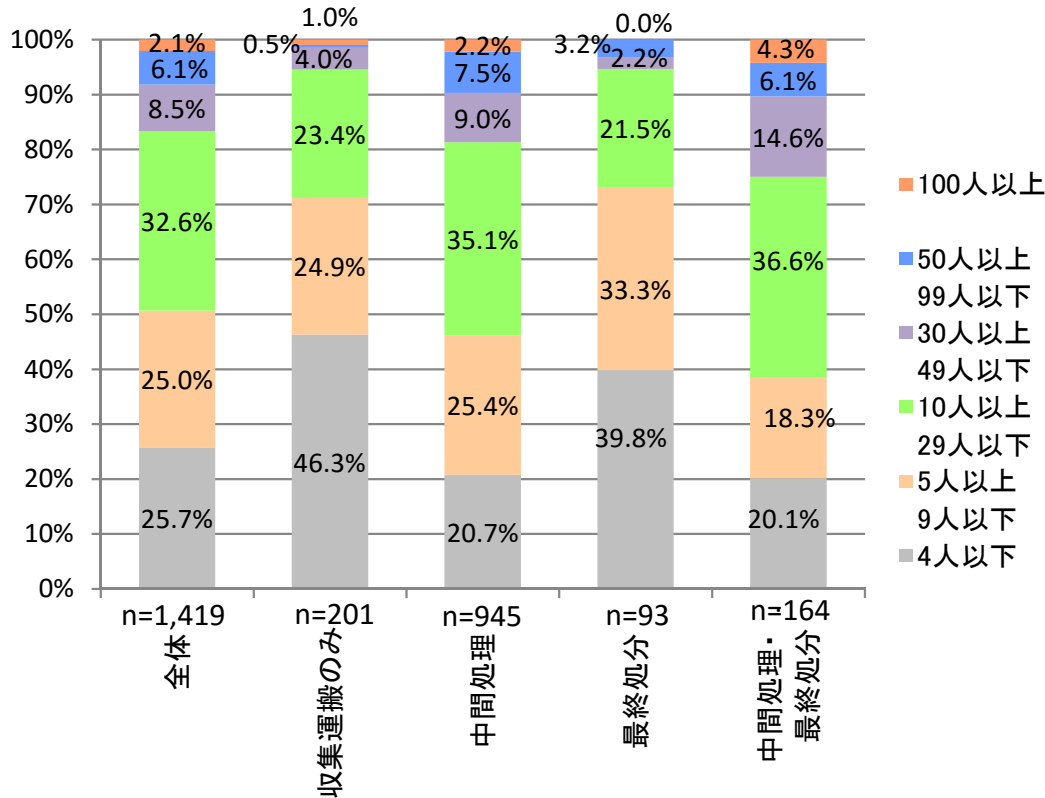
- 国内における産業廃棄物処理業界全体の推定市場規模は、約5.3兆円と推定される。



3-2-3. 産業廃棄物処理業界の実態（従業員数）

- 主業者における産業廃棄物業の従業員数は、収集運搬のみの場合、約半数が4人以下であり100人以上では1%に過ぎず、他方中間処理を行っている処理業者では従業員規模の大きい事業者の割合が多くなるが、全体でみても100人以上の事業者は2.1%と、圧倒的多数の処理業者は100人に満たない。

主業者における産業廃棄物処理業の従業員数



主業者における産業廃棄物処理業の平均従業員数

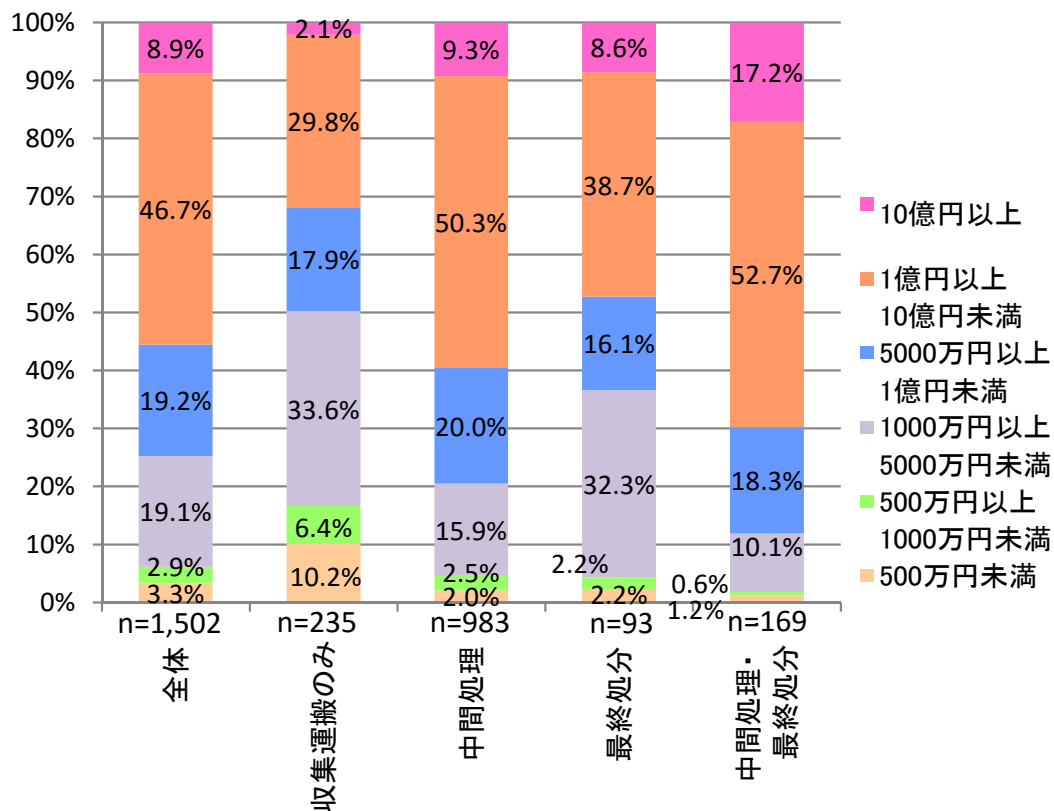
業種	平均従業員数
収集運搬のみ	9人
中間処理	20人
最終処分	9人
中間処理・最終処分	29人

データ出典：環境省「平成23年度産業廃棄物処理業実態調査業務報告書」

3-2-4. 産業廃棄物処理業界の実態（売上高）

- 主業者における産業廃棄物業の売上高は、収集運搬のみの場合、10億円以上の事業者の割合は2.1%に過ぎず、中間処理や最終処分でも収集運搬のみに比べると、売上高の大きい事業者の割合が多くなるが、全体でみても、10億円以上の事業者は1割に満たないものの、100億円以上の大規模事業者も存在。

主業者における産業廃棄物処理業の売上高



主業者における産業廃棄物処理業の平均売上高

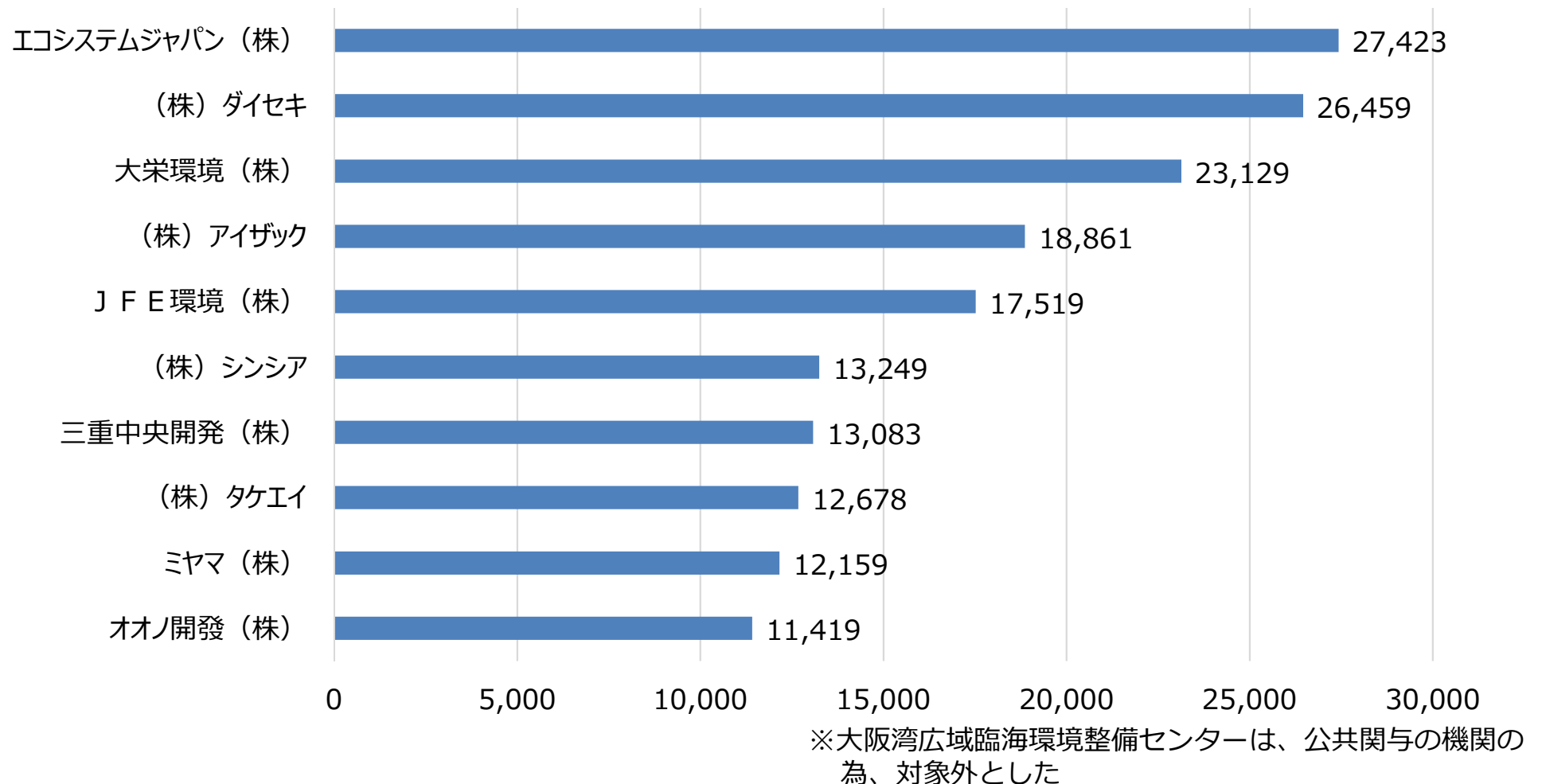
業種	平均売上高
収集運搬のみ	16,267万円
中間処理	41,736万円
最終処分	32,845万円
中間処理・最終処分	66,977万円

データ出典：環境省「平成23年度産業廃棄物処理業実態調査業務報告書」

3-2-5. 産業廃棄物処理業界の実態（国内売上上位）

- ・大手10社を見ると、その売上規模は**110~270億円規模**となっている。（グループ連結ではなく、個社としての売上規模。）

国内産業廃棄物処理業の売上高上位10社 単位：百万円

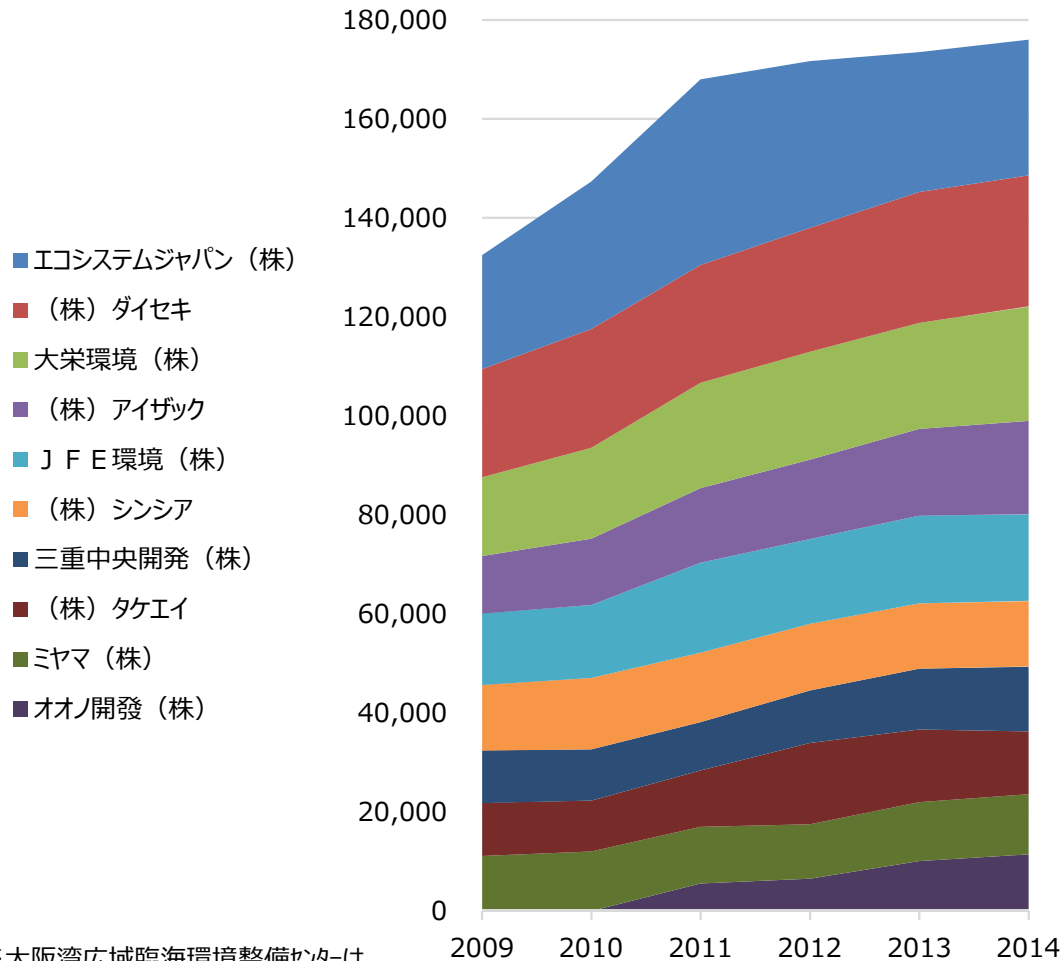


データ出典：帝国データバンク（産業廃棄物処理業、2014年度実績）

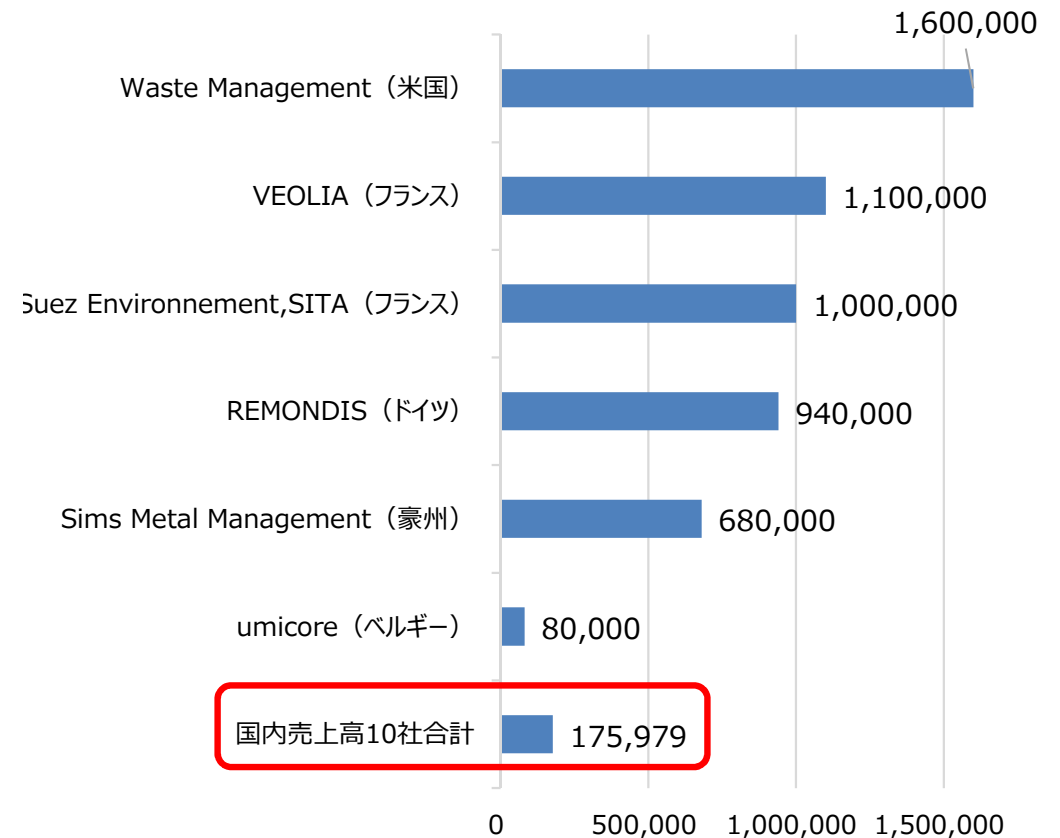
3-2-6. 産業廃棄物処理業界の実態（大手事業者）

・国内売上高上位10社の売上高合計は拡大傾向にあり、2014年実績で約1,759億円に及んでいる。

国内大手10社の売上高推移 単位：百万円



欧米主要企業の売上高(百万円)



データ出典：経済産業省「平成27年度内外一体の経済成長にかかる国際経済調査事業（EUとの規制協力：日EUの資源効率に関する動向等調査）報告書」

※欧米では、積極的なM&Aにより個社で1兆円超の売上高を計上している企業により、寡占状況が生まれている。

データ出典：帝国データバンク（産業廃棄物処理業、2014年度実績）

3-3. 個別企業等による取組の動向

・過去10年に遡って専門紙誌等に掲載された個別事業者による主要な取組について、その狙いや社会的な意味合いを踏まえて整理を行うと、以下の**6つの取組テーマに類型化**することができる。

事業基盤の強化・拡大

- ◆「トレーサビリティシステム導入による排出事業者への安全・安心の提供」「宅配事業者との連携による小型家電リサイクルシステムの高度化」「食品リサイクルと再生可能エネルギー供給を両立するメタン発酵発電施設の整備」、「株式市場への上場」等を通じて、事業基盤の強化・拡大を通じた競争力強化を図る取組

企業連携・業務提携・M&A

- ◆「トータルソリューション提供を見据えた営業部門の統合」「スクラップ処理業との業務提携による処理時のスケールメリット確保」「新規営業エリアにおける施設と許可の同時獲得を目的としたM&A」等を通じて、業界内における自社の位置付け確保を目指す取組

マーケット拡大

- ◆「海外における廃プラスチックセメント燃料化事業への参入」「廃棄物処理施設の建設におけるPFI事業／運転管理におけるDBO事業等への参入」等の分野を含め、将来的な産業廃棄物発生量減少に伴う既存の国内市場縮小等を見据えてマーケット拡大を目指す取組

地域との共生

- ◆「焼却時エネルギーを活用したハウス栽培等農業分野への参入」「バイオマス発電で獲得したオフセットクレジットの地方公共団体への寄贈」「非常時の災害廃棄物処理支援に資する事業者連携体制の整備」等、地域からの評価を高めつつ迷惑施設との認識を脱却するための取組

人材育成・確保

- ◆「民間企業による優良事業者評価、育成及びネットワーク化の推進」「民間企業や業界団体が提供する廃棄物処理・リサイクル分野の教育プログラム導入」や「経営層向けのビジネス研修への参画」等を通じて、企業の安定的且つ持続的な発展の前提条件となる人材確保・育成を図るための取組

CSR活動

- ◆業界団体等が主導して、「CSR調達ガイドラインの作成」「人権に配慮した企業活動に係る研修会」「女性・障害者・シニア社員等のダイバーシティ雇用の拡充」等、経済・経営、環境保全活動、社会貢献活動の三つの柱をバランス良く推進し、身近な取組を通じて業界全体のイメージ向上を図るための取組

3-4. 排出事業者側及び産業廃棄物処理業界の取組方針

- 一般社団法人日本経済団体連合会は「循環型社会形成自主行動計画」で産業廃棄物の最終処分量について2020年度に2000年度実績比70%程度削減を目指しており（2015年度実績で約73.4%削減と目標は前倒し達成）、併せて資源循環の質の向上を視野に、業種ごとの独自目標を設定し、取組を進めている。
- 一方、その実現主体となる公益社団法人全国産業廃棄物連合会も「受け手としての“廃棄物処理処分”から 創り手としての“資源とエネルギーを製造する”業界へ」との方針を示しており、業界としての「低炭素社会実行計画」を策定するなど、排出事業者側の期待に応える姿勢が明確となっている。

【「低炭素社会実行計画」で掲げられた定量目標】 全国産業廃棄物連合会 平成29年3月

区分		目標年度	定量目標 (基準年：2010年度)	備考
全国産業廃棄物連合会会員企業 による温室効果ガス排出量		2020年度	±0%	・2018年度～2022年度の5年間の排出平均値をもって評価 ・2028年度～2032年度の5年間の排出平均値をもって評価
		2030年度	-10%	
収集運搬業の燃費		2030年度	10%改善	-
中間処理業の焼却時	発電量	2030年度	2倍	
	熱利用量	2030年度	2倍	

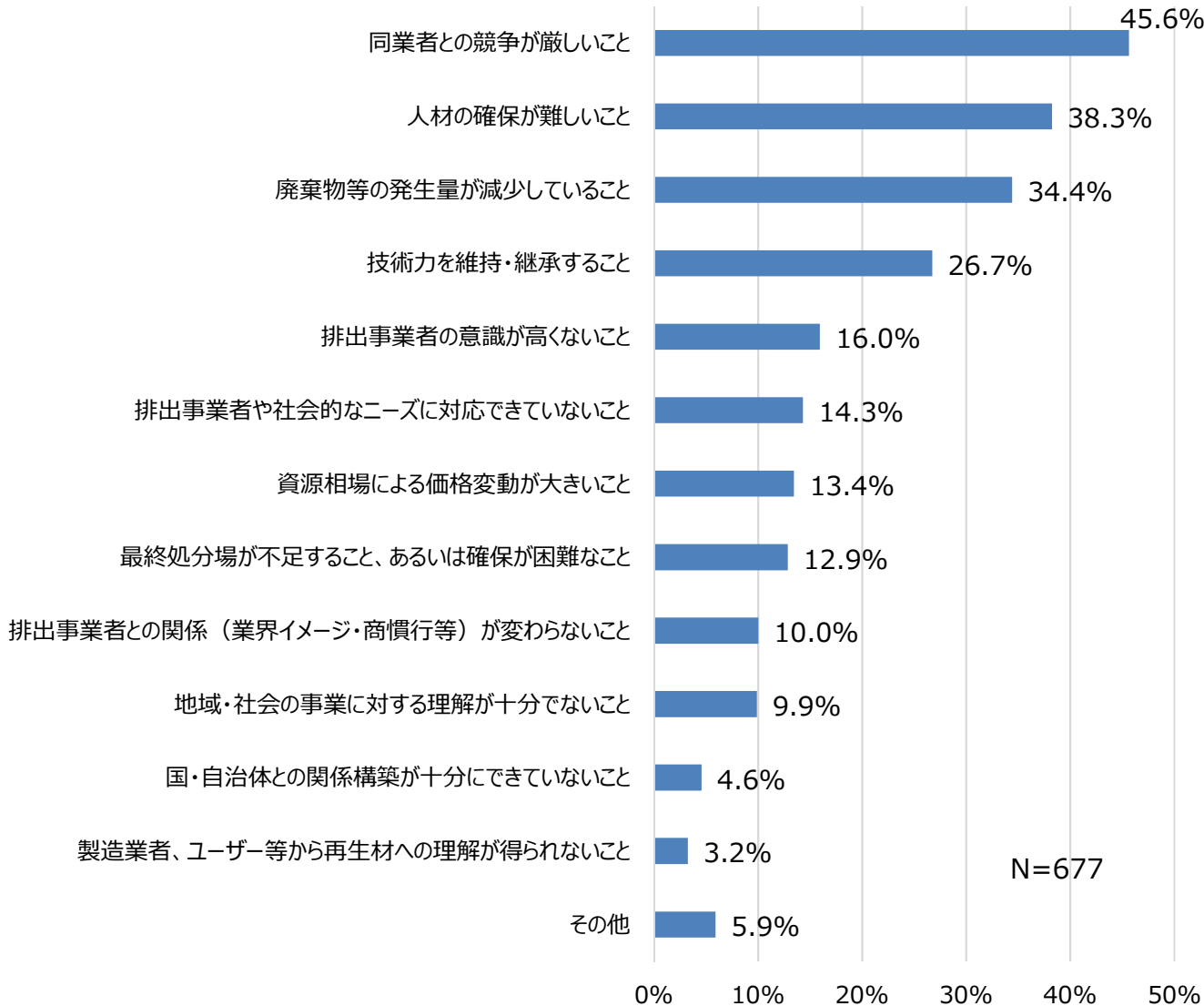


4. 産業廃棄物処理業の課題解決に向けた事業戦略

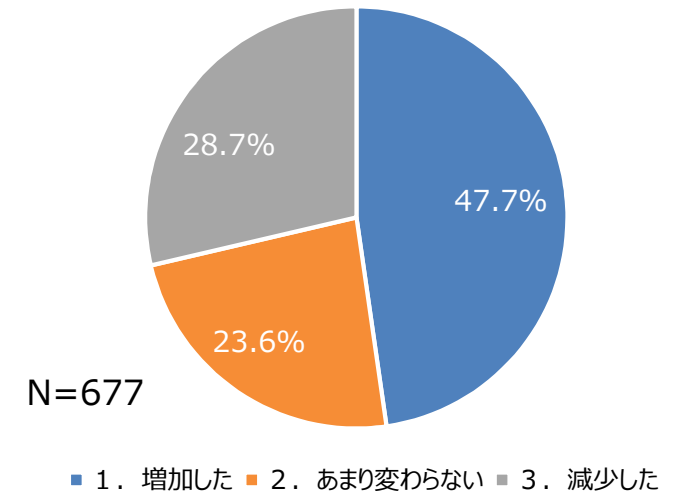
4 - 1. 産業廃棄物処理業が抱える課題

- 業界内での競争は激化しつつあり、人材の確保等も困難になりつつある。また、処理量が増加している事業者と減少した事業者への二極化が進みつつある。なお、最低賃金が1,000円未満の事業者が約64%を占めるなど、業界内の雇用条件が高いとは言えない。

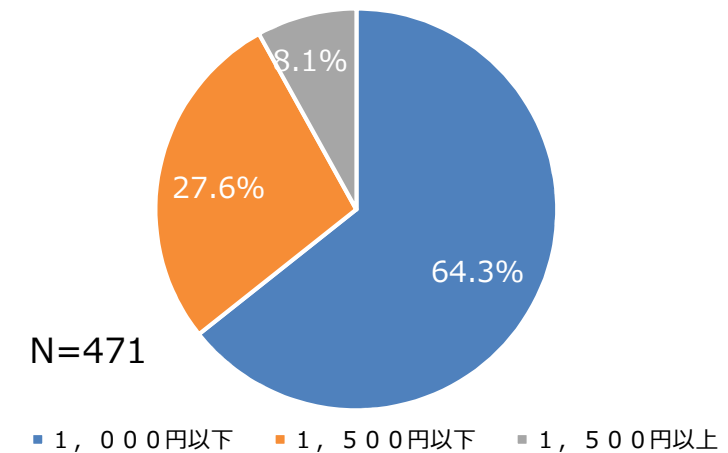
【産業廃棄物処理業界の課題認識】



【10年前との比較における廃棄物処理量の変化】

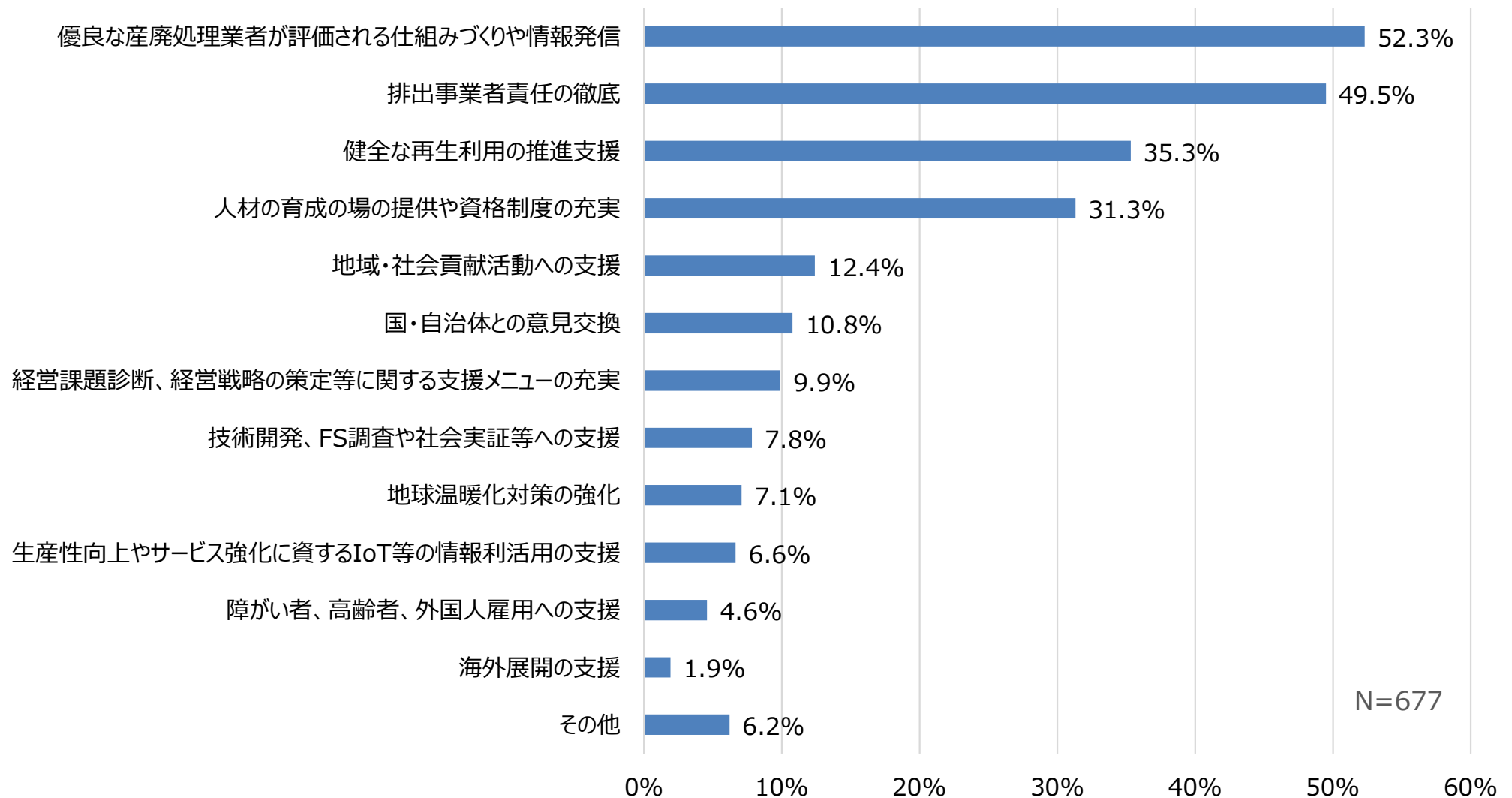


【産業廃棄物処理業の最低賃金】



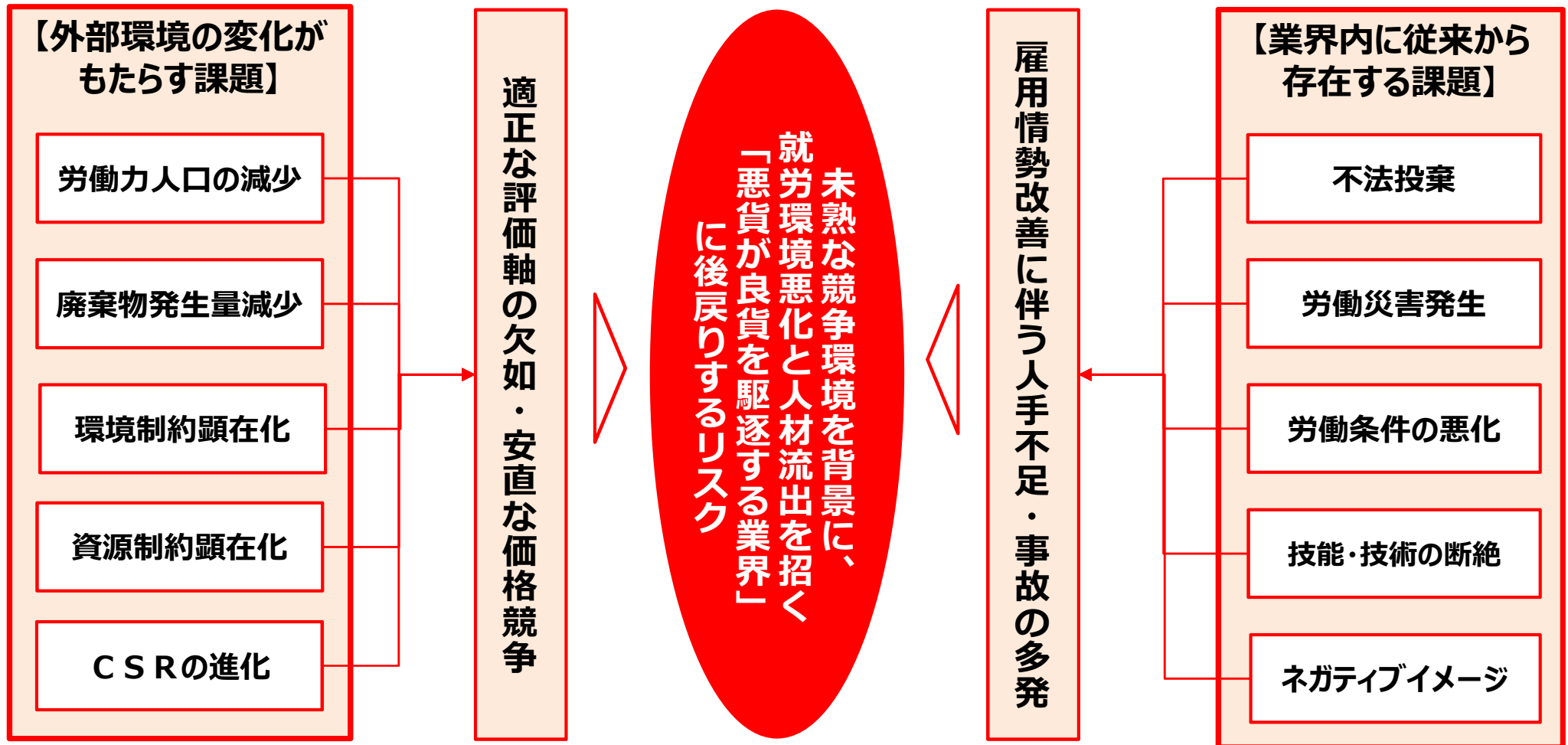
4 - 2. 国や自治体等への要望

- 国や自治体等に対して、「優良な産廃処理業者が適切に評価される仕組み作り」や「排出事業者責任の徹底」への要望が最も強い。更に、「健全な再生利用の推進支援」や「人材の育成の場の提供や資格制度の充実」等を求める声が続いている。



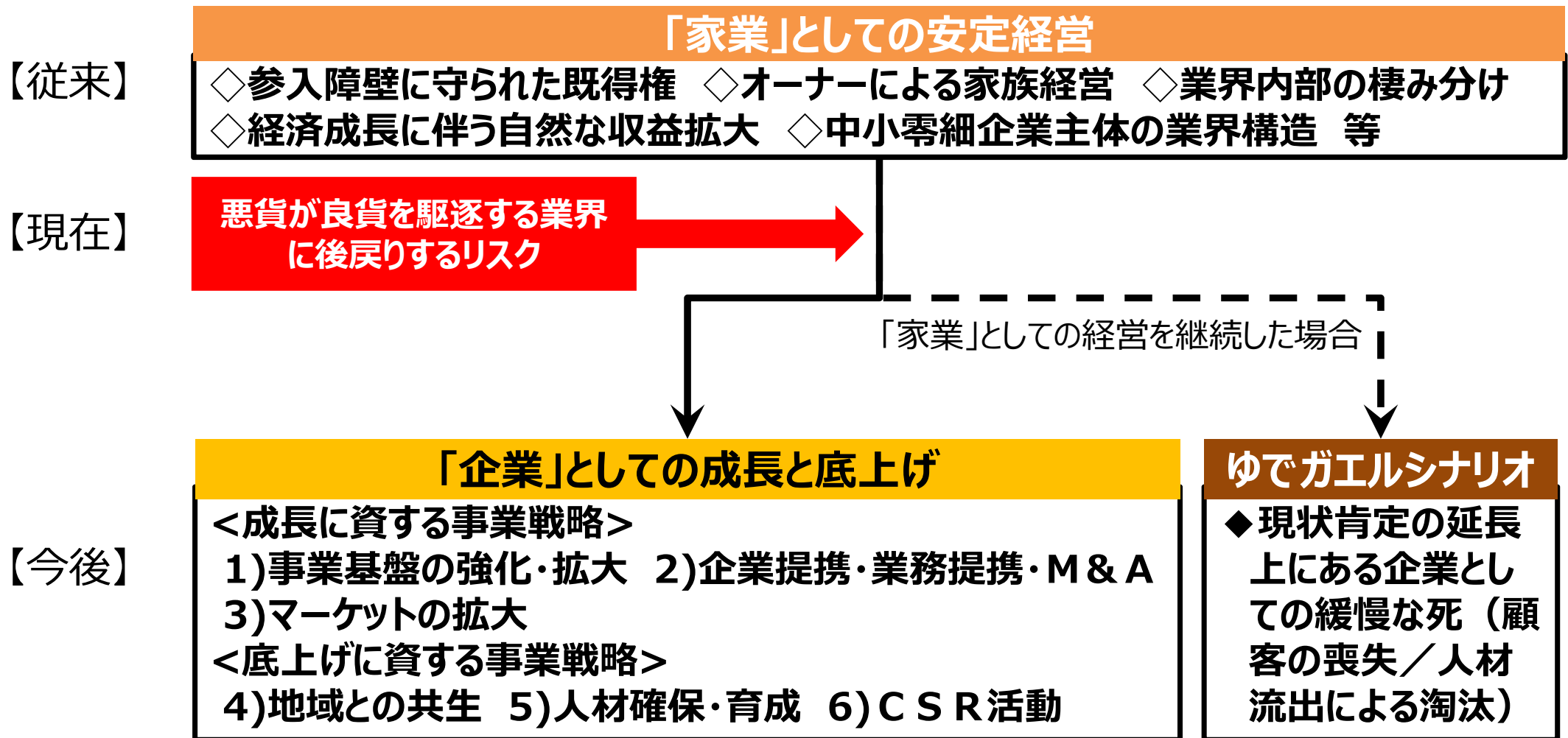
4 - 3 . 産業廃棄物処理業が直面するリスク

- ・業界内の競争激化や新たな役割を求める外部環境の変化は、**適正な評価軸が欠如したままに安直な価格競争**をもたらしかねない。また、全国的な雇用情勢改善に伴い、**低水準に留まる賃金やネガティブイメージ**など、従来から存在する諸課題も顕在化してきている。未成熟な競争環境に加え、就労環境の悪化と人材流出により、「**悪貨が良貨を駆逐する業界**」に後戻りするリスクが高まっている。



4-4. 「家業」からの脱却

・社会経済動向に伴うリスクが顕在化しつつあり、このままでは従来の経営の延長線上でゆっくりと事業基盤を喪失する「ゆでガエルシナリオ」に陥りかねない。「企業」としての成長と底上げが求められている。



4 - 5. 「成長」と「底上げ」の両立の必要性

- 産業廃棄物処理業が「底上げ」を図るには、その原資確保のための健全な売上高拡大が不可欠となる。他業種と同様に、「成長」により獲得した原資を「底上げ」のために有効活用して、更なる「成長」に向けた基盤整備に資するという民間企業としての好循環を生み出していくべきと言える。

**「成長」による「底上げ」
原資の確保**

「成長」に資する取組（例）

- ・収集運搬効率の改善等を通じた低炭素化
- ・設備投資拡大による再資源化率向上
- ・I T 技術導入による電子化／効率化の推進
- ・ISO14001等の取得
- ・林地残材等未利用資源の活用（バイオマス）
- ・広域リサイクルの拡大（太陽光パネル等）
- ・許可業以外の事業への参入
- ・優れた環境技術を活用した海外マーケット開拓 等

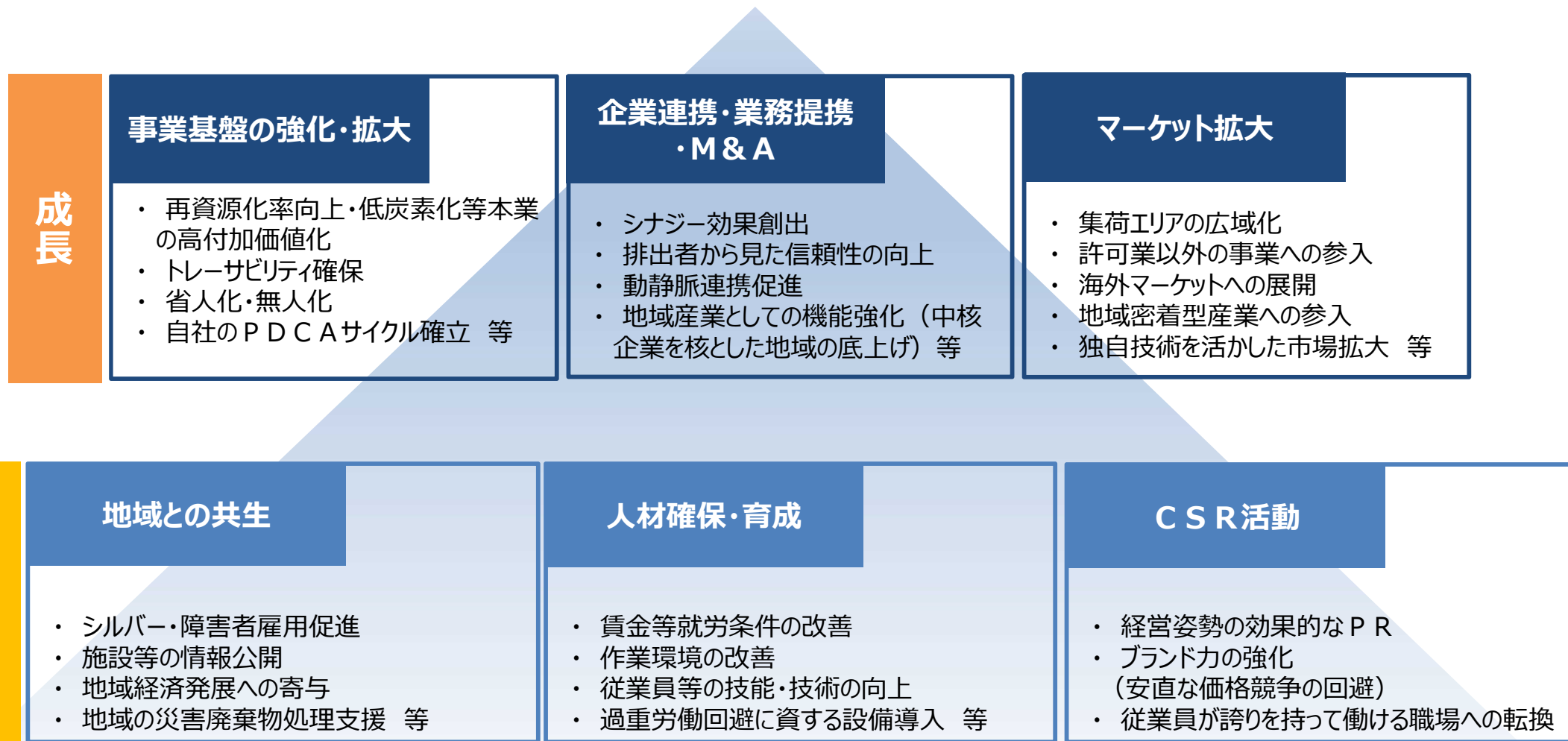
「底上げ」に資する取組（例）

- ・低賃金構造からの脱却
 - ・社会保険料等の支払い徹底
 - ・技能向上に資する研修
 - ・労働安全管理の徹底
 - ・優良認定取得等に伴う積極的な情報開示
 - ・シルバー雇用／障害者雇用
 - ・地域住民向け環境学習プログラムの提供
 - ・地域と連携したC S R活動
- 等

**「底上げ」による「成長」
基盤の確立**

4 - 6 . 産業廃棄物処理業が挑むべき事業戦略の方向性

・産業廃棄物処理業を営む企業が挑むべき方向性は、「成長」に向けた事業戦略と「底上げ」に向けた事業戦略に大別できる。事業形態や事業規模、地域で果たしている役割等に応じて取り組むべき方策の範囲を見極めつつ、適切な方策を導入する必要がある。





5. 産業廃棄物処理業の振興方策

5 - 1 . 産業廃棄物処理業界の発展への期待

- 産業廃棄物処理業界は、「環境を守り、産業を支える」との重大な社会的使命を担い、排出者が処理責任を全うするための重要な役割を果たす**社会インフラ**である。適正処理推進と循環型社会構築という重責を担っており、地域産業として存立しつつ、**循環資源や再生可能エネルギーの供給等の新たな役割**を果たすことが求められている。

産業廃棄物処理業の発展への期待 = 「国民生活を支える社会インフラ」

① 産業廃棄物処理業者のミッション

- ◇ 産業廃棄物処理業界は、「環境を守り、産業を支える」という重大な社会的使命を担い、**排出者が処理責任を全うするための重要な役割**を果たす重要な社会インフラであり、**適正処理の推進と循環型社会構築**を担っている。

+

② 新たに求められている役割

- ◇ 循環資源や再生可能エネルギーの供給を担う**環境ビジネスとしての確立**や、我が国GDPの拡大に資する**成長産業としての競争力強化**、資源生産性や再資源化率等の向上に向けた**グリーン・イノベーション**の原動力としての役割を果たす必要がある。

+

+

③ 「地域産業」としての存立

- ◇ 国内外での適地生産による生産性向上が可能な製造業などとは異なり、周辺住民等からの理解を得ながら共生を図るべき地域産業であり、**「地域との共生」はその成立要件**とも言える。
- ◇ 車両の集積や施設の運転管理に伴って**潜在的に生じる環境負荷を低減**しつつ、**積極的に情報公開**を行い、地域社会の一員として**社会貢献活動等**にも取り組んでいくことが望ましい。

5 - 2. 産業廃棄物処理業を後押しする振興方策の柱

- ・国民生活の確保や地域経済の発展に不可欠な産業廃棄物処理業の振興を後押しする振興方策の柱は、①先進的優良企業の育成、②排出事業者の意識改革、③意欲ある企業の支援体制整備、④優良先進事例のPR・情報発信、であり、全てのステークホルダーが連携しつつ実現すべき。

「成長」と「底上げ」の両立を目指す産業廃棄物処理業者の事業戦略



「社会インフラ」としての産業廃棄物処理業を後押しする振興方策の柱

①先進的優良企業の育成

②排出事業者の意識改革

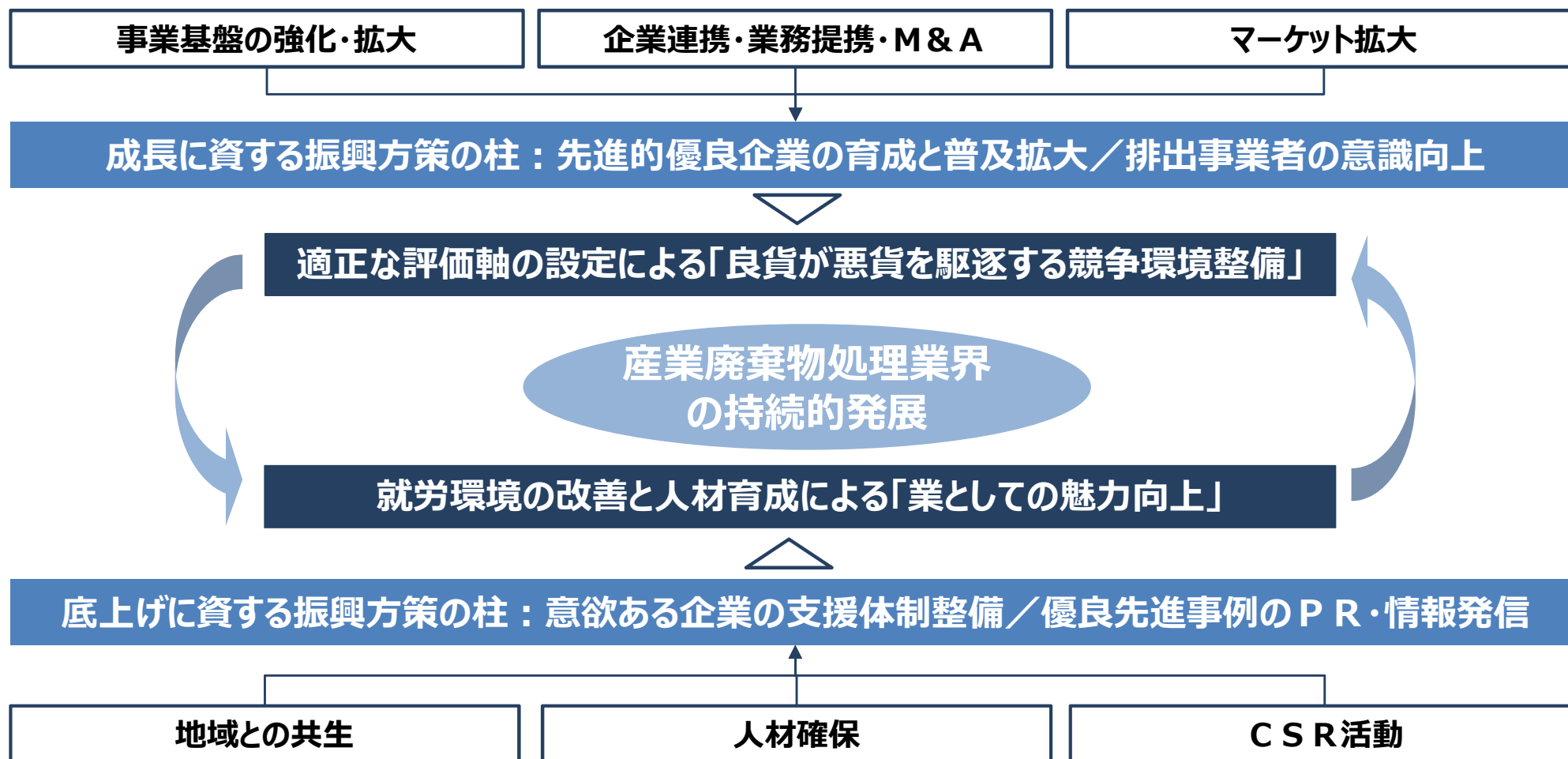
③意欲ある企業の支援体制整備

④優良先進事例のPR・情報発信

国民全体の健康で文化的な生活の確保や地域経済の発展

5 - 3 . 産業廃棄物処理業の持続的発展に向けて

・「先進的優良企業の育成と普及拡大」と「排出事業者の意識向上」を通じて、適正な評価軸の設定による「良貨が悪貨を駆逐する競争環境整備」を行うことが、産業廃棄物処理業者による成長を後押しすることになる。更に「意欲ある企業の支援体制整備」と「優良事例のP R・情報発信」により、就労環境の改善と人材育成による「業としての魅力向上」を実現出来れば、社会インフラとしての産業廃棄物処理業界の持続的発展を期待出来る。



5-4-1. 「国」が取り組むべき振興方策に関する提言

		振興方策の柱	方策の内容	「国」の役割
産業廃棄物処理業の振興方策	成長に向けた振興方策	先進的優良企業の育成	①優良産廃処理業者認定制度の強化と有効活用	・認定取得のメリット拡充等を含む抜本的な検討
			②電子マニフェストの普及拡大	・システムの利便性向上や機能強化 ・排出事業者や処理業者への広報活動の拡充 ・処理の実態を踏まえた義務化等 ・マニフェスト情報一元管理を含む電子情報の活用のあり方や地方公共団体による電子申請の体制整備の課題・支援策等についての検討
			③先進的事業の創出支援	・有害物質管理体制整備や廃棄物越境移動適正化の促進に資する制度整備 ・先進的技術、先端技術（IoT・AI含む）やビジネスモデル導入への支援 ・再生品の循環利用を進めるための規格・認証等の枠組み構築 ・海外展開・国際協力における政府間の連携によるキャパシティビルディング及び財政面を含む後押し ・資源有効利用促進、低炭素化に向けた設備投資や技術開発に対する環境格付融資等の拡大
			④廃棄物分野における低炭素化推進への支援	・廃棄物処理施設やリサイクル施設運転時の省エネや再生可能エネルギーの供給等を通じた低炭素化の取組への財政的支援 ・施設更新時の事務負担低減等の措置 ・統計データの充実
			排出事業者の意識改革	⑤排出事業者の意識改革
産業廃棄物処理業の振興方策	底上げに向けた振興方策	意欲ある企業の支援体制整備	⑥許可事務等の効率化	・地方公共団体や事業者を交えた意見交換の場の設置 ・電子申請の利活用推進
			⑦廃棄物処理・再資源化に係る技術等向上支援	・処理業者の技術等向上への支援
			⑧環境に配慮した契約・調達の促進	・公共調達における優良認定事業者等との環境配慮契約の促進 ・処理業者や再生利用先等との連携によるリサイクル材の品質基準の整備促進と活用
			⑨人材確保・育成支援	・業界団体による人材育成への支援
	優良先進事例のPR・情報発信	⑩優良先進事例の情報発信	・表彰制度等の活用による処理業者に対するインセンティブ付けとメディアを通じた情報発信 ・パンフレットやホームページ、イベント開催等による広報活動強化	

5-4-2. 「地方公共団体」が取り組むべき振興方策に関する提言

		振興方策の柱	方策の内容	「地方公共団体」の役割
産業廃棄物処理業の振興方策	成長に向けた振興方策	先進的優良企業の育成	①優良産廃処理業者認定制度の強化と有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ・認定制度の適切な運用 ・認定制度に係る広報活動
			②電子マニフェストの普及拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・排出事業者や処理業者への広報活動の拡充 ・紙マニフェストの交付等状況報告書の電子データによる提出手続きの整備
			③先進的事業の創出支援	<ul style="list-style-type: none"> ・先進的技術やビジネスモデル導入に対する制度運用上の配慮等を通じた支援 ・海外展開・国際協力における自治体間の連携によるキャパシティビルディング及び財政面を含む後押し
			④廃棄物分野における低炭素化推進への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物税収の低炭素化推進への活用
		排出事業者の意識改革	⑤排出事業者の意識改革	<ul style="list-style-type: none"> ・排出事業者への指導強化
	底上げに向けた振興方策	意欲ある企業の支援体制整備	⑥許可事務等の効率化	<ul style="list-style-type: none"> ・国や事業者との意見交換による運用上の解釈の明確化 ・電子申請の利活用推進
			⑦廃棄物処理・再資源化に係る技術等向上支援	<ul style="list-style-type: none"> ・業界団体による技術等向上支援への協力
			⑧環境に配慮した契約・調達の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・公共調達における優良認定事業者等との環境配慮契約促進 ・処理業者や再生利用先等との連携によるリサイクル材の品質基準の整備促進と活用
			⑨人材確保・育成支援	<ul style="list-style-type: none"> ・業界団体による人材育成への支援
			⑩地域との共生促進支援	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害を見据えた産業廃棄物処理業者や業界団体との災害廃棄物処理協定締結
	優良先進事例のPR・情報発信	⑫産業廃棄物処理業者による地域貢献のサポート	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における環境教育や環境学習の場としての域内産業廃棄物処理施設の活用 	

5-4-3. 「産業廃棄物処理団体」が取り組むべき振興方策に関する提言

		振興方策の柱	方策の内容	「産業廃棄物処理団体」の役割
産業廃棄物処理業の振興方策	成長に向けた振興方策	先進的優良企業の育成	①優良産廃処理業者認定制度の強化と有効活用	・認定拡大に向けた積極的な広報活動
			②電子マニフェストの普及拡大	・処理業者や排出事業者への広報活動の拡充
			③先進的事業の創出支援	・国際協力のため海外の人材を国内研修に受け入れるための体制整備
			④廃棄物分野における低炭素化推進への支援	・業界としての低炭素化目標の設定と実現に向けたロードマップの具体化
	底上げに向けた振興方策	排出事業者の意識改革	⑤排出事業者の意識改革	・排出事業者責任を周知するための広報等
			意欲ある企業の支援体制整備	⑦廃棄物処理・再資源化に係る技術等向上支援
		⑨人材確保・育成支援		・人材育成プログラムの充実とその提供対象の拡充
		⑩地域との共生促進支援		・大規模災害を見据えた自治体との災害廃棄物処理協定締結
		優良先進事例のPR・情報発信	⑪優良先進事例の情報発信	・表彰制度等の整備による処理業者に対するインセンティブ付けとメディアを通じた情報発信の両立 ・パンフレットやホームページ、イベント開催等による広報活動強化
			⑫産業廃棄物処理業者による地域貢献のサポート	・産業廃棄物処理業者が取り組む環境イベント等の紹介

5-4-4. 「排出事業者」及び「地域住民」が取り組むべき振興方策に関する提言

		振興方策の柱	方策の内容	「排出事業者」の役割	「地域住民」の役割
産業廃棄物処理業の振興方策	成長に向けた振興方策	先進的優良企業の育成	①優良産廃処理業者認定制度の強化と有効活用	・認定業者の優先選定	-
			②電子マニフェストの普及拡大	・排出者責任を効率的且つ確実に果たす手段としての利活用推進	-
			③先進的事業の創出支援	・廃棄物適正処理と再資源化の高度化の担い手としての処理業者との連携	-
			④廃棄物分野における低炭素化推進への支援	・自社の低炭素化促進にも資する業者選定	-
		排出事業者の意識改革	⑤排出事業者の意識改革	・資源循環促進や低炭素化促進等付加価値を評価した上での適正な業者選定 ・環境報告書・CSR報告書における廃棄物処理・リサイクル関連の情報の積極的な開示	-
	底上げに向けた振興方策	意欲ある企業の支援体制整備	⑥許可事務等の効率化	-	-
			⑧環境に配慮した契約・調達の促進	・認定業者の優先選定 ・リサイクル製品等の優先調達	・リサイクル製品等の優先調達
			⑩地域との共生促進支援	・環境教育の促進が地域人材育成を通じてもたらす地域共生としての効果の認知	-
		優良先進事例のPR・情報発信	⑫産業廃棄物処理業者による地域貢献のサポート	・処理業者とのコミュニケーションの構築 ・環境教育、環境イベント等への参画	・処理業者とのコミュニケーションの構築 ・環境教育、環境イベント等への参画